

報道資料

教職員の懲戒処分について

- 1 所属校
県南学区所在の高等学校
- 2 本人に対する処分

職名	教諭
年齢	39歳（男性）
処分の種類	停職3月
時期	令和5年（2023年）1月10日付け
事実の概要	<p>平成30年（2018年）8月以降、校内での個別学習指導を行うため、担当教科を教えていた女子生徒とSNSによるやり取りを行っていた。</p> <p>また、平成31年（2019年）4月に、別の県立学校に異動したが、その後も当該女子生徒とSNSでのやり取りをしながら、教諭の自宅にて個別学習指導を週3～4日程度続けていた。その際、マッサージとして女子生徒の首や肩、背中、腰等をもんだり、軽く叩いたりした。</p>

熊本県教育庁教育総務局学校人事課
担当：村山・高岡
TEL 096-333-2694（ダイヤルイン）
（内線 57142・57141）

(事故の経緯)

○平成30年8月

女子生徒の学年主任及び教科担当であった当該教諭は、校内での個別学習指導を行うため、担当教科を教えていた女子生徒とSNSによるやり取りをするようになった。

なお、当該教諭は、女子生徒とLINEでやり取りすることについて、「(1) 児童(生徒)との私的なメール等のやり取りは行いません。」「(2) 業務上、児童(生徒)とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合は、校長に申請し、保護者の承認を得ます。」と記載されている「児童(生徒)との連絡における教職員の適切な対応に関する申し合わせ事項」に署名・捺印していたにもかかわらず、管理職への報告は行っていなかった。

○平成31年4月

当該教諭は別の県立学校に異動となったが、女子生徒とのSNSでのやり取りを続け、当該教諭の自宅で学習指導を週3～4日継続した。

自宅での学習指導の休憩中、マッサージとして、当該教諭が女子生徒の首、肩、背中、腰等を15分から20分程度もんだり、軽く叩いたりした。

○令和4年8月22日

女子生徒とその両親から県教育委員会に、当該教諭のセクシュアル・ハラスメント行為について相談があった。

○令和4年12月6日～9日

学校人事課が、女子生徒、当該教諭等に対し聴き取りを行った。

当該教諭の行為は、教育公務員として極めて不適切であり、学校及び学校教育に対する信頼を損なわせ、本県教職員全体の信用を著しく傷つけたものである。

以上のことから、当該教諭に対して本日付けで停職3月の懲戒処分を行った。また、平成30年度、当該教諭の在籍校の所属長であった校長に対しては、当時、県教育委員会への報告がなされず、管理職としての初期対応が十分ではなかったこと、指導監督が十分ではなかったことから、同日付けで文書訓告を行った。